

○松本市立病院経営評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市立病院新公立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）の進捗状況等について評価をするため、松本市立病院経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 改革プランの進捗状況等の評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、松本市立病院（以下「市立病院」という。）の改革プランに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 町会関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市立病院事務部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月15日から施行する。